

介護老人保健施設 甲府南ライフケアセンター

訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

重要事項説明書

利用者に対する訪問リハビリテーションサービスの提供開始に当たり、厚生省令に基づいて当事業者が利用者に説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業者概要

事業者名称	医療法人 立星会
主たる事業所の所在地	山梨県甲府市和戸町 3 8 9 番地の 3
法人種別	医療法人
法人代表者名	理事長 星野 和實
電話番号	0 5 5 - 2 3 5 - 5 2 2 5

2 ご利用事業所

ご利用事業所の名称	介護老人保健施設 甲府南ライフケアセンター
指定番号	1 9 5 0 1 8 0 0 1 6
所在地	山梨県甲府市住吉 5 丁目 2 4 - 1 4
電話番号	0 5 5 - 2 4 1 - 3 3 3 3

3 事業の目的と運営方針

事業の目的	医療法人立星会が開設する介護老人保健施設甲府南ライフケアセンターが要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある者の自宅を訪問して心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるために、理学療法・作業療法の必要なリハビリテーションを提供する。
運営の方針	訪問リハビリテーションの従事者は、利用者が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法・作業療法その他の必要なリハビリテーションを行うことにより、心身の機能の維持回復を図る

4 職員の職種、員数及び勤務

従業者の職種	事業所の従業員数・勤務体制	
管理者	常勤 1 名	午前 9 時 0 0 分～午後 6 時 0 0 分
理学・作業療法士	常勤 1 名以上	午前 9 時 0 0 分～午後 6 時 0 0 分
事務職員	常勤 1 名	午前 9 時 0 0 分～午後 6 時 0 0 分

＊但し、介護老人保健施設と兼務

5 通常の事業の実施地域

事業の実施地域	甲府市・笛吹市・山梨市・甲斐市・南アルプス市・中央市 昭和町
---------	-----------------------------------

6 営業日

営業日	月曜日～金曜日 12月29日～1月3日までを除く
営業時間	午前9時00分～午後6時00分

7 利用料

訪問リハビリ テーション費		単位数	1割	2割	3割
	要介護	308単位	314円	627円	940円
加 算	介護予防	298単位	303円	607円	910円
	・短期集中リハビリ実施加算 (退院(所)日、又は認定日から起算して3ヶ月以内)				
	要介護	200単位	204円	407円	611円
	介護予防	200単位	204円	407円	611円
	・退院時共同指導加算				
	要介護	600単位	611円	1221円	1831円
	介護予防	600単位	611円	1221円	1831円
	・サービス提供体制加算(Ⅰ)				
	要介護	6単位	7円	13円	19円
	介護予防	6単位	7円	13円	19円
	・リハビリマネジメント加算イ				
	要介護	180単位	183円	367円	550円
	・リハビリマネジメント加算ロ				
	要介護	213単位	217円	434円	650円
	・認知症短期集中リハビリ実施加算 (退院(所)日又は訪問開始日から起算して3ヶ月以内)				
	要介護	240単位	244円	489円	733円
7級地 1単位当たり 10.17円	・利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に利用した場合(介護予防のみ対象) 1回につき				
	介護予防	△30単位	△31円	△61円	△92円
		介護職員等処遇改善加算 所定単位数×15/1000			

上記のほか、利用者様が居住する市町村の担当窓口にも苦情を申立てることができます。

甲府市 (電話 055-237-5473)

笛吹市 (電話 055-262-4115)

山梨市 (電話 0553-23-2900)

甲斐市 (電話 055-276-7215)

南アルプス市 (電話 055-282-1112)

中央市 (電話 055-274-8558)

昭和町 (電話 055-275-6497)

9 緊急時の対応方法

利用者の主治医又は事業者及び事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。また、緊急連絡先に連絡します。

利用者の主治医	氏 名	
	医療機関の名称	
	所在地	
	電話番号	
事業者	事業所名称	介護老人保健施設 甲府南ライフケアセンター 電話 055-241-3333
協力医療機関	医療機関の名称	市立甲府病院 山梨県甲府市増坪3 6 6 電話 055-244-1111 笛吹中央病院 山梨県笛吹市石和町四日市場4 7 番 1 電話 055-262-2185

10 秘密保持

- (1) 事業所の職員は、利用者又はその家族について業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (2) 退職者が利用者又はその家族について業務上知り得た秘密を漏らさぬよう必要な措置を講ずる
- (3) 居宅介護支援事業所等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得る。

11 個人情報保護について

業務上、収集した個人情報については法令・ガイドラインを遵守するとともに、利用目的(別紙1)を定めることとし、個人の人格尊重の理念の下、適正な取り扱いをします。

12 第三者評価の実施状況について

- (1) 未実施

13 その他運営に関する重要事項

当事業所では、適切な訪問リハビリテーションの提供を確保する観点から、優越的な関係を背景とした言動であって業務上執拗かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

<別紙 1 >

個人情報の利用目的

(平成25年7月1日現在)

介護老人保健施設 甲府南ライフケアセンターでは、利用者の尊厳を守り医療・介護サービスを継続的に提供する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設職員が利用者等に提供する医療・介護サービス
- ・介護保険事務
- ・利用者さまに係る当施設の管理運営業務のうち
 - －サービス開始、終了等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －利用者さまへの医療・介護サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者さまに提供する医療・介護サービスのうち
 - －利用者さまに居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者さまの診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の改善・向上のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生等の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究
 - －ホームページ・広報誌への掲載および、施設内における写真の展示

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション
利用同意書

令和 年 月 日

(事業者)

指定訪問（介護予防）リハビリテーションの提供にあたり、この説明書に基づいて重要事項を説明しました。

所在地： 山梨県甲府市住吉5丁目24-14

名 称： 介護老人保健施設 甲府南ライフケアセンター

説明者： _____

介護老人保健施設 甲府南ライフケアセンター
施設長 土屋 幸治 殿

介護老人保健施設 甲府南ライフケアセンターの訪問リハビリテーションを利用するに当たり、重要事項説明書（訪問（介護予防）リハビリテーション）及び別紙1を受領し、これらの内容に関して担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

(ご利用者)

住 所： _____

氏 名： _____

(扶養者)

住 所： _____

氏 名： _____